

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後		改 正 前		備考欄
重量 総重量	20.0t (但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0t)	重量 総重量	20.0t (但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0t)	
軸 重	10.0t	軸 重	10.0t	
隣接軸重 の 合 計	隣り合う車軸に係る軸距 1.8m 未満の場合は 18t (隣り合う車軸に係る軸距が 1.3m 以上で、かつ、当該隣り合う車軸の係る軸重が 9.5t 以下の場合は 19t)、1.8m の場合は 20t	隣接軸重 の 合 計	隣り合う車軸に係る軸距 1.0m 未満の場合は 18t (隣り合う車軸に係る軸距が 1.3m 以上で、かつ、当該隣り合う車軸の係る軸重が 9.5t 以下の場合は 19t)、1.8m の場合は 20t	(新設)
軸荷重	5.0t	軸荷重	5.0t	
最小回転半径	12.0m	最小回転半径	12.0m	(変更)
<p>1.3.5 事故防止</p> <p>10. 受注者は、仮配管を交通量または通行量の多い道路に露出する場合には、カラーコーン、反射式トラテープ等で仮配管の位置を第三者に標示し、事故防止に努めなければならない。</p>		<p>1.3.5 事故防止</p>		
<p>1.4 完成</p> <p>1.4.2 完成後の提出書類</p> <p>受注者は、工事完成時に、次に掲げる完成図書を工事完成通知書に添えて、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>(1) 工事関係図書 出来形測量の結果をもとに完成図作成要領により作成した完成図</p> <p>(2) 工事記録写真 工事記録写真撮影要領により作成した写真帳</p> <p>(3) 工事報告書等 この仕様書に定める一連の報告書等及び監督職員が指示した工事関係資料等</p> <p>(4) 電子媒体 PDFファイル (完成図書の全ページ)、TIFFファイル (全ての完成図) 及びDWGデータ若しくはD</p>		<p>1.4 完成</p> <p>1.4.2 完成後の提出書類</p> <p>受注者は、工事完成時に、次に掲げる完成図書を工事完成通知書に添えて、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>(1) 工事関係図書 出来形測量の結果をもとに完成図作成要領により作成した完成図</p> <p>(2) 工事記録写真 工事記録写真撮影要領により作成した写真帳</p> <p>(3) 工事報告書等 この仕様書に定める一連の報告書等及び監督職員が指示した工事関係資料等</p> <p>(4) 電子媒体 PDFファイル (完成図書の全ページ) 及びTIFFファイル (全ての完成図) を記録した、CD-R等の</p>		

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
<p style="color: red;">XFデータ（全ての完成図）</p> <p>を記録した、CD-R等の電子媒体</p>	<p style="text-align: center;">電子媒体</p>	

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄																																								
<p>表 2.27 再生添加剤の品質（オイル系）路上表層再生用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 10%;">規 格 値</th> <th style="width: 60%;">試 験 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引火点 (COC)</td> <td>℃</td> <td>200 以上</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A045</td> </tr> <tr> <td>粘度 (60℃)</td> <td>mm²/s</td> <td>50~300</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A051</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比 (60℃)</td> <td></td> <td>2 以下</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A046</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td>%</td> <td>6.0 以下</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A046</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	単 位	規 格 値	試 験 方 法	引火点 (COC)	℃	200 以上	舗装調査・試験法便覧 A045	粘度 (60℃)	mm ² /s	50~300	舗装調査・試験法便覧 A051	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2 以下	舗装調査・試験法便覧 A046	薄膜加熱質量変化率	%	6.0 以下	舗装調査・試験法便覧 A046	<p>表 2.27 再生添加剤の品質（オイル系）路上表層再生用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 10%;">規 格 値</th> <th style="width: 60%;">試 験 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引火点 (COC)</td> <td>℃</td> <td>200 以上</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A045</td> </tr> <tr> <td>粘度 (60℃)</td> <td>mm²/s</td> <td>5~300</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A051</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比 (60℃)</td> <td></td> <td>2 以下</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A046</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td>%</td> <td>6.0 以下</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A046</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	単 位	規 格 値	試 験 方 法	引火点 (COC)	℃	200 以上	舗装調査・試験法便覧 A045	粘度 (60℃)	mm ² /s	5~300	舗装調査・試験法便覧 A051	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2 以下	舗装調査・試験法便覧 A046	薄膜加熱質量変化率	%	6.0 以下	舗装調査・試験法便覧 A046	<p>(変更)</p>
項 目	単 位	規 格 値	試 験 方 法																																							
引火点 (COC)	℃	200 以上	舗装調査・試験法便覧 A045																																							
粘度 (60℃)	mm ² /s	50~300	舗装調査・試験法便覧 A051																																							
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2 以下	舗装調査・試験法便覧 A046																																							
薄膜加熱質量変化率	%	6.0 以下	舗装調査・試験法便覧 A046																																							
項 目	単 位	規 格 値	試 験 方 法																																							
引火点 (COC)	℃	200 以上	舗装調査・試験法便覧 A045																																							
粘度 (60℃)	mm ² /s	5~300	舗装調査・試験法便覧 A051																																							
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2 以下	舗装調査・試験法便覧 A046																																							
薄膜加熱質量変化率	%	6.0 以下	舗装調査・試験法便覧 A046																																							

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
<p>5. 弁類の取扱いについては、次の各号を厳守しなければならない。</p> <p>4.1.13 配管技能者及び不断水せん孔技能者</p> <p>3. 不断水せん孔に従事する技能者は（公社）日本水道協会が行う不断水せん孔講習会修了者、またはそれと同等以上の経験と技術を有する者、当企業団の承認を得た者でなければならない。</p> <p>4.1.38 配水用ポリエチレン管布設</p> <p>1. 配水用ポリエチレン管の配管作業（継手接合を含む）に従事する技能者は、配水用ポリエチレンパイプシステム協会主催の水道配水用ポリエチレン配管施工講習会の受講者でなければならない。</p> <p>4.1.39 水圧試験</p> <p>1. 受注者は、通水終了後、継手の水密性を確認するため、管路の水圧試験をおこなう。</p> <p>なお、水圧試験の方法については、監督職員の指示による。</p> <p>（2）試験区間は、管路を仕切弁等で原則約500m程度に区切り、試験水圧は0.75Mpaで5分間保持し、0.60Mpaを下回らない。もし、これを下回った場合は、原則として接合をやり直し、再び水圧試験を行う。</p> <p>4.1.41 埋設表示シート工</p> <p>2. 埋設表示シートは発注者が承認したものを使用すること。</p>	<p>4. 弁類の取扱いについては、次の各号を厳守しなければならない。</p> <p>4.1.13 配管技能者及び不断水せん孔技能者</p> <p>3. 不断水せん孔に従事する技能者は、またはそれと同等以上の経験と技術を有する者、当企業団の承認を得た者でなければならない。</p> <p>4.1.38 配水用ポリエチレン管布設</p> <p>1. 配水用ポリエチレン管の配管作業（継手接合を含む）に従事する技能者は、配水用ポリエチレンパイプシステム協会の受講者でなければならない。</p> <p>4.1.39 水圧試験</p> <p>1. 乙は、通水終了後、継手の水密性を確認するため、管路の水圧試験をおこなう。</p> <p>なお、水圧試験の方法については、監督職員の指示による。</p> <p>（2）試験区間は、管路を仕切弁等で約300m程度に区切り、試験水圧は0.75Mpaで5分間保持し、0.60Mpaを下回らない。もし、これを下回った場合は、原則として接合をやり直し、再び水圧試験を行う。</p> <p>4.1.41 埋設表示シート工</p> <p>2. 埋設表示シートは甲が承認したものを使用すること。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄																																																							
<p style="text-align: center;">5. 鋳鉄管製作並びに接合工事</p> <p>5.3 接合工事</p> <p>5.3.10 フランジ形鋳鉄管の接合</p> <p>1. 大平面座形フランジ（RF-RF）鋳鉄管の接合は、次の各号によるものとする</p> <p>（3）締め付けは、表 5.7 に示す締め付けトルクまで締め付けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 5.7 フランジボルト締め付けトルク</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>ボルトの呼び</th> <th>締め付けトルク※¹ (N・m)</th> <th>締め付けトルク※² (N・m)</th> <th>連用呼び径 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>M 1 6</td><td>60</td><td>60</td><td>50 ~ 200</td></tr> <tr><td>M 2 0</td><td>90</td><td>90</td><td>250 ~ 300</td></tr> <tr><td>M 2 2</td><td>120</td><td>120</td><td>350 ~ 400</td></tr> <tr><td>M 2 4</td><td>260</td><td>180</td><td>450 ~ 600</td></tr> <tr><td>M 3 0</td><td>570</td><td>330</td><td>700 ~ 1,200</td></tr> <tr><td>M 3 6</td><td>900</td><td>500</td><td>1,350 ~ 1,500</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 水密性確保の観点から、ねじ部の摩擦係数が比較的大きいボルトを用いる場合の値を示す。</p> <p>※2 ねじ部に焼き付き防止剤等が施され、ねじ部の摩擦係数が低減されている低摩擦ボルトを用いる場合の値を示す。</p>	ボルトの呼び	締め付けトルク※ ¹ (N・m)	締め付けトルク※ ² (N・m)	連用呼び径 (mm)	M 1 6	60	60	50 ~ 200	M 2 0	90	90	250 ~ 300	M 2 2	120	120	350 ~ 400	M 2 4	260	180	450 ~ 600	M 3 0	570	330	700 ~ 1,200	M 3 6	900	500	1,350 ~ 1,500	<p style="text-align: center;">5. 鋳鉄管製作並びに接合工事</p> <p>5.3 接合工事</p> <p>5.3.10 フランジ形鋳鉄管の接合</p> <p>1. 大平面座形フランジ（RF-RF）鋳鉄管の接合は、次の各号によるものとする</p> <p>（3）締め付けは、表 5.8 に示す締め付けトルクまで締め付けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 5.8 フランジボルト締め付けトルク</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>ボルトの呼び</th> <th>締め付けトルク (N・m)</th> <th>連用呼び径 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>M 1 6</td><td>60</td><td>75 ~ 200</td></tr> <tr><td>M 2 0</td><td>90</td><td>250 ~ 300</td></tr> <tr><td>M 2 2</td><td>120</td><td>350 ~ 400</td></tr> <tr><td>M 2 4</td><td>180</td><td>450 ~ 600</td></tr> <tr><td>M 3 0</td><td>330</td><td>700 ~ 1,200</td></tr> <tr><td>M 3 6</td><td>500</td><td>1,350 ~ 1,800</td></tr> <tr><td>M 4 2</td><td>580</td><td>2,000 ~ 2,400</td></tr> <tr><td>M 4 8</td><td>700</td><td>2,600</td></tr> </tbody> </table>	ボルトの呼び	締め付けトルク (N・m)	連用呼び径 (mm)	M 1 6	60	75 ~ 200	M 2 0	90	250 ~ 300	M 2 2	120	350 ~ 400	M 2 4	180	450 ~ 600	M 3 0	330	700 ~ 1,200	M 3 6	500	1,350 ~ 1,800	M 4 2	580	2,000 ~ 2,400	M 4 8	700	2,600	(変更)
ボルトの呼び	締め付けトルク※ ¹ (N・m)	締め付けトルク※ ² (N・m)	連用呼び径 (mm)																																																						
M 1 6	60	60	50 ~ 200																																																						
M 2 0	90	90	250 ~ 300																																																						
M 2 2	120	120	350 ~ 400																																																						
M 2 4	260	180	450 ~ 600																																																						
M 3 0	570	330	700 ~ 1,200																																																						
M 3 6	900	500	1,350 ~ 1,500																																																						
ボルトの呼び	締め付けトルク (N・m)	連用呼び径 (mm)																																																							
M 1 6	60	75 ~ 200																																																							
M 2 0	90	250 ~ 300																																																							
M 2 2	120	350 ~ 400																																																							
M 2 4	180	450 ~ 600																																																							
M 3 0	330	700 ~ 1,200																																																							
M 3 6	500	1,350 ~ 1,800																																																							
M 4 2	580	2,000 ~ 2,400																																																							
M 4 8	700	2,600																																																							

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
<p>2. 溝形（メタルタッチ、RF-GF）鋳鉄管の接合は、次の各号によるものとする。</p> <p>(2) ガasket溝にGF形ガasket1号を装着する。この時、装着剤は用いなくてもよいが、溝からはずれやすい場合は、シアノアクリレート系接着剤を呼び径によって4～6等分点に点付けする。ただし、酢酸ビニル接着剤、合成ゴム系接着剤は、ガasketに悪影響を及ぼすので使用してはならない。</p> <p>(3) フランジの合わせは、ガasketがよじれないように注意するとともに、片締めにならないよう両方のフランジ面が全周にわたり確実に接触するまで締め付ける。さらに、すべてのボルトが60N・m以上のトルクがあることを確認しなければならない。また、ガasketがフランジ面間にかみ込んでいる場合は、継手を解体し、ガasketの損傷がないことを確認のうえ、接合し直さなければならない。</p> <p>(4) 締め付け後は、隙間ゲージにより円周4箇所以上で、等間隔の位置で隙間を確認しなければならない。このとき、フランジ面間に1mm厚の隙間ゲージが入ってはならない。</p>	<p>2. 溝形（メタルタッチ、RF-GF）鋳鉄管の接合は、次の各号によるものとする。</p> <p>(2) ガasketの装着にあたり、ガasketに有害な接着剤を使用してはならない。また、接着剤がガasket溝からはみ出してはならない。</p> <p>(3) フランジの合わせは、ガasketがよじれないように注意するとともに、片締めにならないようフランジ面が全周にわたり確実に接触するまでボルトを表5.8に示す規定の締め付けトルクまで締め付けなければならない。また、ガasketがフランジ面間にかみ込んでいる場合は、継手を解体し、ガasketの損傷がないことを確認のうえ、接合し直さなければならない。</p> <p>(4) 締め付け後は、隙間ゲージにより円周4箇所以上で、等間隔の位置で隙間を確認しなければならない。このとき、フランジ面間に0.5mm厚の隙間ゲージが入ってはならない。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
<p>1 1. 道路復旧工事</p> <p>11.8 上層路盤工（加熱アスファルト安定処理）</p> <p>11.8.2 アスファルト舗装の材料</p> <p>1. アスファルトの品質</p> <p>(4) 改質アスファルトのうち、セミブローンアスファルトは、表 2.23 に示す規格に適合するものとする。</p> <p>2. アスファルト舗装工に使用する材料について、以下は設計図書によらなければならない。</p> <p>(1) 粒状路盤材、粒度調整路盤材、セメント安定処理に使用するセメント、石灰安定処理に使用する石灰、加熱アスファルト安定処理・セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材、加熱アスファルト安定処理に使用するアスファルト、表層・基層に使用するアスファルト混合物の種類</p> <p>(2) セメント安定処理・石灰安定処理・加熱アスファルト安定処理に使用する骨材の最大粒径と品質</p> <p>(3) 粒度調整路盤材の最大粒径</p> <p>(4) 石粉以外のフィラーの品質</p> <p>3. 受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証、混合物総括表）の写しを監督職員に提出するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験練りは省略できる。なお、上記以外の場合においては、以下による。</p>	<p>1 1. 道路復旧工事</p> <p>11.8 上層路盤工（加熱アスファルト安定処理）</p> <p>11.8.2 アスファルト</p> <p>1. アスファルトの品質</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
<p>4. 受注者は、以下の材料の試験結果を、工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を監督職員が承諾した場合には、受注者は、試験結果の提出を省略する事ができるものとする。</p> <p>5. 受注者は、使用する以下の材料の試験成績書を工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。</p> <p>(1) セメント安定処理に使用するセメント</p> <p>(2) 石灰安定処理に使用する石灰</p> <p>6. 受注者は、使用する以下の材料の品質を証明する資料を工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。</p> <p>11.10 アスファルト舗装の材料</p> <p>11.10.1 アスファルト舗装の材料</p> <p>11.8.2の規定に準じるものとする。</p>	<p>2. 受注者は、以下の材料の試験結果を、工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を監督職員が承諾した場合には、受注者は、試験結果の提出を省略する事ができるものとする。</p> <p>11.10 アスファルト</p> <p>11.10.1 アスファルトの品質</p> <p>1. 使用するアスファルトの種類は、設計図書によるものとする。</p> <p>2. 舗装用石油アスファルトは、表 2.21 に示す規格に適合するものとする。</p> <p>3. 再生アスファルトは、表 2.21 に示す 100～120 を除く、40～60、60～80 及び 80～100 の規格に適合するものとする。</p> <p>4. 改質アスファルトのうち、セミブローンアスファルトは、表 2.23 に示す規格に適合するものとする。</p> <p>3. 受注者は、使用する以下の材料の品質を証明する資料を工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。</p> <p>11.10.2 アスファルトの確認</p> <p>受注者は、工事に使用する前にアスファルトの品質証明書を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p>	<p>(変更)</p> <p>(新設)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
	<ul style="list-style-type: none"> (3) 加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルト (4) 再生用添加剤 (5) 加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量 (6) 加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度 (7) 加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量 (8) 表層及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度 (9) 排水性舗装用混合物の配合設計 	

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
<p style="text-align: center;">IV 電気・機械計装設備工事</p> <p style="text-align: center;">1 3. 共通事項</p> <p>13.1 施工一般</p> <p>13.1.17 保証期間</p> <p>受注者は、工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任があるときは、発注者が定める相当の期間その不適合を補修し、またその不適合によって生じた滅失、若しくはき損に対し、損害を賠償するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">IV 電気・機械計装設備工事</p> <p style="text-align: center;">1 3. 共通事項</p> <p>13.1 施工一般</p> <p>13.1.17 保証期間</p> <p>受注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、発注者が定める相当の期間その瑕疵を補修し、またその瑕疵によって生じた滅失、若しくはき損に対し、損害を賠償するものとする。</p>	<p>(変更)</p>

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
<p style="text-align: center;">1 4. 電気設備工事</p> <p>14.2 機器</p> <p>14.2.4 高圧機器</p> <p>1 0. 電圧変成器</p> <p>(2) 接地形計器用変圧器 (E V T)</p> <p>① 準拠規格 J E C 1201 または J I S C 1731-2</p> <p>② 形 式 屋内用モールド形 (高圧用は、ブチルゴム若しくはそれと同等以上の品質を有するもの)</p> <p>③ 定格電圧 1 次 6.6kV$\sqrt{3}$ または 3.3 kV$\sqrt{3}$、 6.6kV または 3.3 kV、2 次 110V$\sqrt{3}$、110V 3 次 190V / 3 または 110V / 3</p> <p>④ 相 数 単相 3 台の組み合わせ、または 3 相</p> <p>⑤ 定格負担 特記仕様書による。</p> <p>⑥ 確度階級 2 次 1 P 級、3 次 5 G 級</p> <p>⑦ 絶縁強度 特記仕様書による。</p> <p>⑧ 付帯機器類及び付属品 特記仕様書による。</p> <p>14.2.7 無停電電源装置</p> <p>3. インバータ</p> <p>(3) 定格</p> <p>① 定格出力 特記仕様書による。</p> <p>② 定格の種類 100%連続</p> <p>③ 定格電圧 単相 100V</p> <p>④ 電圧調整範囲 定格入力時無負荷電圧の$\pm 3\%$</p>	<p style="text-align: center;">1 4. 電気設備工事</p> <p>14.2 機器</p> <p>14.2.4 高圧機器</p> <p>1 0. 電圧変成器</p> <p>(2) 接地形計器用変圧器 (E V T)</p> <p>① 準拠規格 J E C 1201 または J I S C 1731-2</p> <p>② 形 式 屋内用モールド形 (高圧用は、ブチルゴム若しくはそれと同等以上の品質を有するもの)</p> <p>③ 定格電圧 1 次 6.6kV$\sqrt{3}$ または 3.3 kV$\sqrt{3}$、 6.6kV または 3.3 kV、2 次 110V 3 次 190V / 3 または 110V / 3</p> <p>④ 相 数 単相 3 台の組み合わせ、または 3 相</p> <p>⑤ 定格負担 特記仕様書による。</p> <p>⑥ 確度階級 2 次 1 P 級、3 次 5 G 級</p> <p>⑦ 絶縁強度 特記仕様書による。</p> <p>⑧ 付帯機器類及び付属品 特記仕様書による。</p> <p>14.2.7 無停電電源装置</p> <p>3. インバータ</p> <p>(3) 定格</p> <p>① 定格出力 特記仕様書による。</p> <p>② 定格の種類 100%連続</p> <p>③ 定格電圧 単相 100V</p> <p>④ 電圧調整範囲 定格入力時無負荷電圧の$\pm 3\%$</p>	<p>(変更)</p>

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後					改 正 前					備考欄									
V 工事関係要領等 1 7. 埋設管の腐食対策施工要領 2. 使用材料 表 - 1 材料寸法 単位：(mm)					V 工事関係要領等 1 7. 埋設管の腐食対策施工要領 2. 使用材料 表 - 1 材料寸法 単位：(mm)					(変更)									
管呼び径	内径	折り径	厚さ	長さ	管呼び径	内径	折り径	厚さ	長さ		管呼び径	内径	折り径	厚さ	長さ				
50	248	390	0.2	5,000	700	955	1,500	0.2	7,500	75	248	390	0.2	5,000	800	1,114	1,750	0.2	7,500
75	248	390	0.2	5,000	800	1,114	1,750	0.2	7,500	100	286	450	0.2	5,000	900	1,210	1,900	0.2	7,500
100	286	450	0.2	5,000	900	1,210	1,900	0.2	7,500	150	350	550	0.2	6,000	1,000	1,273	2,000	0.2	7,500
150	350	550	0.2	6,000	1,000	1,273	2,000	0.2	7,500	200	414	650	0.2	6,000	1,100	1,401	2,200	0.2	7,500
200	414	650	0.2	6,000	1,100	1,401	2,200	0.2	7,500	250	446	700	0.2	6,000	1,200	1,592	2,500	0.2	7,500
250	446	700	0.2	6,000	1,200	1,592	2,500	0.2	7,500	300	509	800	0.2	7,000	1,350	1,719	2,700	0.2	7,500
300	509	800	0.2	7,000	1,350	1,719	2,700	0.2	7,500	350	573	900	0.2	7,000	1,500	1,846	2,900	0.2	7,500
350	573	900	0.2	7,000	1,500	1,846	2,900	0.2	7,500	400	637	1,000	0.2	7,000	1,600	1,974	3,100	0.2	5,500(6,500)
400	637	1,000	0.2	7,000	1,600	1,974	3,100	0.2	5,500(6,500)	450	700	1,100	0.2	7,000	1,650	2,037	3,200	0.2	5,500(6,500)
450	700	1,100	0.2	7,000	1,650	2,037	3,200	0.2	5,500(6,500)	500	732	1,150	0.2	7,500	1,800	2,165	3,400	0.2	5,500(6,500)
500	732	1,150	0.2	7,500	1,800	2,165	3,400	0.2	5,500(6,500)	600	859	1,350	0.2	7,500	2,000	2,419	3,800	0.2	5,500(6,500)
600	859	1,350	0.2	7,500	2,000	2,419	3,800	0.2	5,500(6,500)	700	955	1,500	0.2	7,500					
備考 イ スリーブの形状は、チューブ状とする。					備考 イ スリーブの形状は、チューブ状とする。														
ロ 折り径とは、円周長さの 1/2 の寸法とする。					ロ 折り径とは、円周長さの 1/2 の寸法とする。														
ハ 呼び径 1,600～2,000 mm の () 内寸法は、管有効					ハ 呼び径 1,600～2,000 mm の () 内寸法は、管有効														

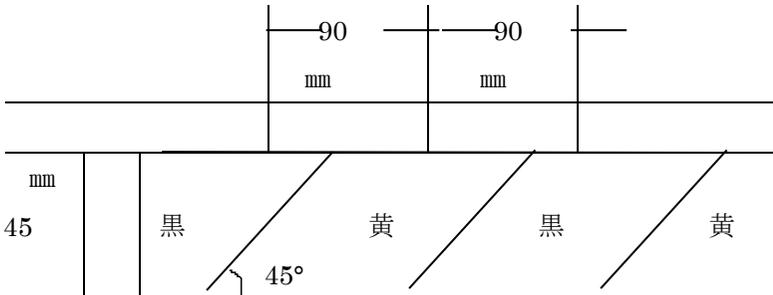
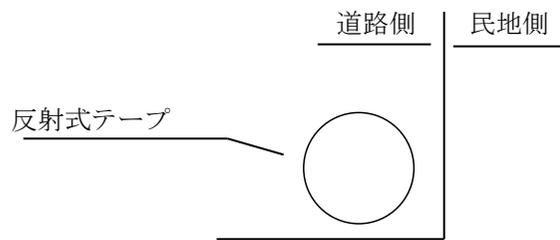
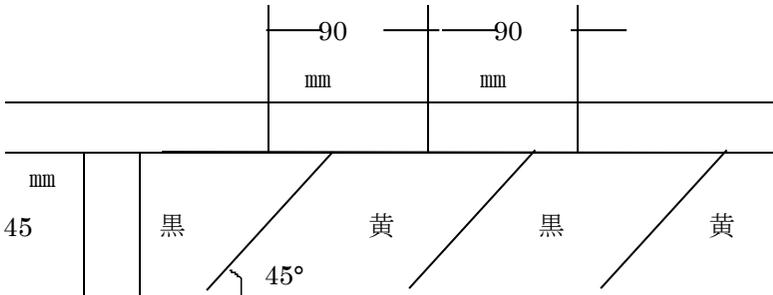
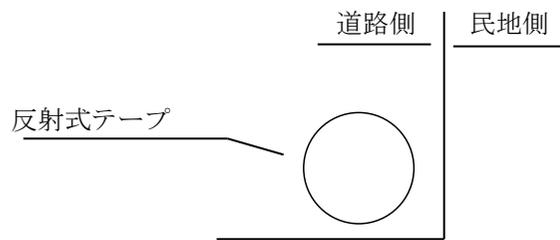
かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
<p>長 5,000 mm の場合に適用</p>	<p style="text-align: center;">長 5,000 mm の場合に適用</p> <p>4. 使用数量</p> <p style="padding-left: 20px;">防食用ポリエチレンスリーブ被覆、固定用ゴムバンド及び粘着テープの使用数量については、当企業団積算基準の第3章第3節のポリエチレンスリーブ被覆工を基準にするものとする。</p>	<p>(削除)</p>

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
<p style="text-align: center;">18. 管名称等の明示要領</p> <p>1. 明示テープ</p> <p>(1) 適用範囲 道路に導・送・配水管を埋設する場合に適用する。ただし、給水装置を除くものとする。</p> <p>(2) 材料 明示テープは、設計書に従い、受注者が購入・準備したものを使用するものとする。なお、設計図書に記載されていない場合は、監督職員と協議し対応するものとする。</p> <p>2. 明示シート</p> <p>(1) 適用範囲 導・送・配水管等を道路に埋設する場合に適用するものとする。</p> <p>(3) 敷設方法 ①明示シートは、管天端から 30 cm上に管布設延長と同延長敷設するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">18. 管名称等の明示要領</p> <p>1. 明示テープ</p> <p>(1) 適用範囲 道路に導水管・送水管を埋設する場合に適用する。但し、給水装置を除くものとする。</p> <p>(2) 材料 明示テープは、当広域連合企業団が支給したものを使用するものとする。</p> <p>2. 明示シート</p> <p>(1) 適用範囲 導水管及び送水管等を道路に埋設する場合に適用するものとする。</p> <p>(3) 敷設方法 ①明示シートは、管天端から 40cm 上に管布設延長と同延長敷設するものとする。</p> <p>3. 仮配管標示テープ（反射式トラテープ）</p> <p>(1) 適用範囲 仮配管の露出部及び道路敷に面した仮給水装置の立上り部等について、保安上の措置として行うものとする。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p> <p>1.3.5 事故防止に記載</p>

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改正後	改正前	備考欄
<p>(2) テープの仕様</p> <p>表示テープは、反射式トラテープ（1巻当り、幅45mm×長さ10m）を使用するものとする。</p>  <p>(3) 貼付方法</p> <p>① 適用範囲の仮配管の全線について行うものとする。</p> <p>② 通行者側からみて全面斜め上部とする。（1～2時または10時～11時方向）</p> 	<p>(2) テープの仕様</p> <p>表示テープは、反射式トラテープ（1巻当り、幅45mm×長さ10m）を使用するものとする。</p>  <p>(3) 貼付方法</p> <p>① 適用範囲の仮配管の全線について行うものとする。</p> <p>② 通行者側からみて全面斜め上部とする。（1～2時または10時～11時方向）</p> 	

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
<p>③ 他企業占用物等記載すること。</p> <p>6) オフセット図 ※付属設備等オフセット</p> <p>① 上記概要図に記載された維持管理上必要箇所、各地点のオフセット図を作成すること。</p> <p>② 縮尺はフリースケールで良い。</p> <p>③ 引照点は原則として3ヶ所以上選定し、やむを得ず2ヶ所とする場合は三角形を形成するものとして、出来る限り永久構造物を選定すること。</p> <p>④ 引照点から目的物（仕切弁，消火栓等の中心）までの距離は次のとおりとし、優先順位はア～オの順とする。</p> <p>ア 境界杭、境界鉋・・・境界点からの距離</p> <p>イ 人孔・・・人孔蓋の中心からの距離</p> <p>ウ 側溝・・・側溝の曲がり角（民地側）または、集合樹の角からの距離</p> <p>エ 塀、建物・・・塀、建物の角からの距離</p> <p>オ 塀、建物、側溝の壁面（直部）・・・直部からの距離を表示する場合は、これらの壁面直部の角からの位置を、別に測量して明示すること。</p> <p>なお、電柱は原則として引照点としないものとするが、永久構造物がなく電柱のみの場合は、監督職員と協議し承諾を得るものとし、目的物に対し直近表面から測定する。また、目標物（永久構造物及び電柱）のない場合は、監督職員と協議し承諾を得た後に、埋設物表示鉋を近くに埋設し、それからの距離によりオフセットを測定する。</p>	<p>(6) オフセット図 ※付属設備等オフセット</p> <p>① 上記概要図に記載された維持管理上必要箇所、各地点のオフセット図を作成すること。</p> <p>① 縮尺はフリースケールで良い。</p> <p>② 引照点は原則として2ヶ所以上選定し、2ヶ所の場合は三角形を形成するものとして、出来る限り永久構造物を選定すること。</p> <p>③ 引照点から目的物（仕切弁，消火栓等の中心）までの距離は次のとおりとし、優先順位はア～キの順とする。</p> <p>ア 境界杭、境界鉋・・・境界点からの距離</p> <p>イ 人孔・・・人孔蓋の中心からの距離</p> <p>ウ 側溝・・・側溝の曲がり角（民地側）または、集合樹の角からの距離</p> <p>エ 塀、建物・・・塀、建物の角からの距離</p> <p>オ 電柱（コンクリート製に限る）・・・直近表面からの距離</p> <p>カ 塀、建物、側溝の壁面（直部）・・・直部からの距離を表示する場合は、これらの壁面直部の角からの位置を、別に測量して明示すること。</p> <p>キ 引照点がない場合は、監督職員と協議すること。</p> <p>注) 仕切弁・排水弁類等付属設備の5m以内にあり、容易に計測可能な曲管等異形管はオフセットを取らなくてよい。</p>	<p>(変更)</p>

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
<p>注) 仕切弁・排水弁類等附属設備の 5m以内にあり、容易に計測可能な曲管等異形管はオフセットを取らなくてよい。</p>		

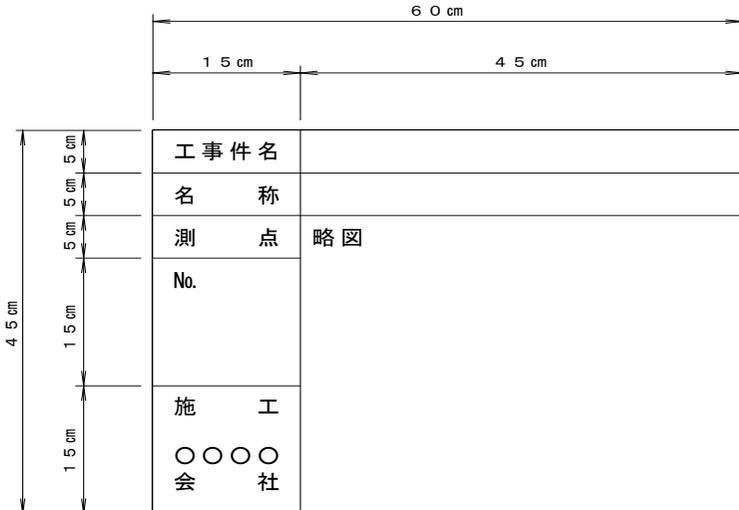
かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改正後	改正前	備考欄
<p style="text-align: center;">20-1.工事記録写真撮影要領 (用水供給事業)</p> <p>1. 共通事項</p> <p>(7) 写真は、標尺その他を用い、目的物の寸法が判断できるようにし、 下記の内容を記入した黒板を同時に撮影しなければならない。 (測点とは、布設平面図の 20m 間隔の測点のことで、中間の位置を示す場合は、No.15+10mのように記入する。また、設計寸法も記入し、構造物及び電気、機械、計装設備の場合は、どこの部分であるかを明記する。)</p> <p>① 工事名 ② 名称 ③ 測点 ④ 略図 ⑤ 施工会社</p>	<p style="text-align: center;">20-1.工事記録写真撮影要領 (用水供給事業)</p> <p>1. 共通事項</p> <p>(7) 真は、標尺その他を用い、目的物の寸法が判断できるようにし、 下図のような説明事項を記入した黒板を同時に撮影しなければならない。 (測点とは、布設平面図の 20m 間隔の測点のことで、中間の位置を示す場合は、No.15+10mのように記入する。また、設計寸法も記入し、構造物及び電気、機械、計装設備の場合は、どこの部分であるかを明記する。)</p> <div style="text-align: center;"> </div>	<p>(変更)</p>

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
<p style="text-align: center;">20-2. 工事記録写真撮影要領 (水道事業)</p> <p>1. この要領は、広域連合企業団が発注する請負工事の工事写真撮影に適用する。ただし、この基準に定めがないものについては、監督職員が別途指示することとする。</p> <p>(6) 写真は標尺その他を用い、目的物の寸法が判断できるようにし、下記の内容を記入した黒板を同時に移すこと。(測点とは布設平面図の20m間隔の測点、また略図はできるだけ記入し構造物の場合は、どこの部分であるかを明記すること。) なお、黒板の色は黒または深緑とする。</p> <p>① 工事件名</p> <p>② 名称</p> <p>③ 測点</p> <p>④ 略図</p> <p>⑤ 施工会社</p> <p>(7) 施工延長が、各撮影間隔に満たない場合は起点部、中間部、終点部の3個所で撮影すること。</p> <p>(8) 写真綴り表紙には、施工年度・工事番号・工事名・施工箇所・工期・施工業者名を明記すること。</p> <p>(9) 工事の影響による被害申し立てに対し、正否を判断する資料として工事着手前の現場写真を入念に撮影しておくこと。特に被害の予想される境界杭・塀や家屋の壁・タイル・コンクリート叩きなどは必ず撮影しておくこと。なお、境界杭については、「地主との立会い状況、オフセット測定状況」等を撮影すること。</p> <p>(10) 設計条件の変更で、数量を変更精算する場合、写真が必要となる</p>	<p style="text-align: center;">20-2. 工事記録写真撮影用料 (水道事業)</p> <p>1. この要領は、甲が発注する請負工事の工事写真撮影に適用する。ただし、この基準に定めがないものについては、監督職員が別途指示することとする。</p> <p>(6) 写真は標尺その他を用い、目的物の寸法が判断できるようにし、図のような説明事項を記入した黒板を同時に移すこと。(測点とは布設平面図の20m間隔の測点、また略図はできるだけ記入し構造物の場合は、どこの部分であるかを明記すること。)</p> <p>① 施工延長が、各撮影間隔に満たない場合は起点部、中間部、終点部の3個所で撮影すること。</p> <p>② 写真綴り表紙には、施工年度・工事番号・工事名・施工箇所・工期・施工業者名を明記すること。</p> <p>③ 工事の影響による被害申し立てに対し、正否を判断する資料として工事着手前の現場写真を入念に撮影しておくこと。特に被害の予想される境界杭・塀や家屋の壁・タイル・コンクリート叩きなどは必ず撮影しておくこと。なお、境界杭については、「地主との立会い状況、オフセット測定状況」等を撮影すること。</p> <p>④ 設計条件の変更で、数量を変更精算する場合、写真が必要となるので写真撮影(監督職員立会い)を必ず行うこと。</p> <p>⑤ 上記で変更精算の延長が長い場合は、20m間隔で写真撮影すること。</p>	<p>(変更)</p>

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
<p>ので写真撮影（監督職員立会い）を必ず行うこと。</p> <p>(11) 上記で変更精算の延長が長い場合は、20m 間隔で写真撮影すること。</p>	<p>(7) 黒板の大きさは 45×75cm（45×60cm）でもよい。</p> <p>《黒板について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色は、黒又は深緑とする。 ・幅は、掘削幅に合わせ 60cm としてもよい。 ・略図部分を、参考図のように大きくとっても良い。 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p style="font-size: small;"> Diagram showing blackboard dimensions: 60 cm width, 45 cm height. The top section is 15 cm wide and 45 cm high. The bottom section is 45 cm wide and 45 cm high. The bottom section contains a table with columns for '工事件名', '名称', '測点', 'No.', and '施工'. </p> </div>	<p>(削除)</p>

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
<p>2 1 道路掘削工事現場における標示施設等の設置基準</p> <p>1. 道路掘削工事の標示</p> <p>(1) 道路掘削工事を行う場合は、工事を開始する約1週間前から工事情報看板を工事が予定されている現場付近の歩行者から見えやすい位置に設置するものとする。また、工事中は工事説明看板を工事現場付近の歩行者から見えやすい位置に設置するものとする。なお、その他の必要な標示施設については「道路工事保安施設設置基準」によるものとする。</p>	<p>2 1 道路掘削工事現場における標示施設等の設置基準</p> <p>1. 道路掘削工事の標示</p> <p>(1) 道路掘削工事を行う場合は、必要な標示施設を「道路工事保安施設設置基準」により工事着手前に設置するものとする。</p>	(変更)

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
	<p style="text-align: center;">道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について</p> <p>1 工事情報看板の設置について</p> <p style="padding-left: 2em;">予定されている当企業団の行う道路補修工事に関する工事情報を提供するため、道路補修工事を開始する約1週間前から道路補修工事を開始するまでの間、工事内容、工事期間等を標示する工事情報看板を、道路補修工事が予定されている現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、標示板の設置にあたっては、様式1（道路補修工事）及び図3（標示板の設置場所）を参考とするものとする。</p> <p>2 工事説明看板の設置について</p> <p style="padding-left: 2em;">実施される道路補修工事に関する工事情報を提供するため、道路補修工事開始から道路補修工事終了までの間、工事内容、工事期間等を標示する工事説明看板を、道路補修工事現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、標示板の設置にあたっては、様式2（道路補修工事）及び図3（標示板の設置場所）を参考とするものとする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
	<p>3 水道工事に係る取扱いについて</p> <p>当企業団の水道工事は、占用工事であることを踏まえ、占用工事に係る工事情報の提供に当たっては、上記1、2の取扱いに準じて行うものとする。</p> <p>なお、標示板の設置にあたっては、様式3（工事情報看板・水道工事）、様式4（工事説明看板・水道工事）を参考とするものとする。</p> <p>また、この場合、当該看板については、占用物件の設置等の工事のための一時占用として取扱い、別個の占用としては取り扱わないものとする。</p>	(削除)

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後					改 正 前					備考欄
2 3 受注者提出資料					2 3 受注者提出資料					(変更)
主な提出書類一覧表					主な提出書類一覧表					
	名 称	提 出 期 限	提 出 部 数	摘 要		名 称	提 出 期 限	提 出 部 数	摘 要	
1	工事着手届	契約後 7 日以内	2	様式- 1	1	工事着手届	契約後 7 日以内	2	様式- 1	
2	主任技術者等選 任通知書	"	2	広域連合企業団建設工事 適正化指導要綱に定める 様式第 7 号による。	2	主任技術者等選 任通知書	"	2	広域連合企業団建設工事 適正化指導要綱に定める 様式第 7 号による。	
3	工事工程表	"	2		3	工事工程表	"	2		
4	保安施設図	"	2		4	保安施設図	"	2		
5	工事カルテ受領 書(写)	仕様書 1.2.23 に よる。	1		5	工事カルテ受領 書(写)	仕様書 1.2.23 に よる。	1		
6	特定作業届	必要の都度			6	特定作業届	必要のつど			
7	施工計画書	契約後 3 0 日以内 (原則)	1	変更等がある場合は、監督 職員の指示による。	7	施工計画書	契約後 3 0 日以内 (原則)	1	変更等がある場合は、監督 職員の指示による。	
8	建退共掛金収納 書	"	1		8	建退共掛金収納 書	"	1		
9	下請業者選定通 知書	下請契約後 2 週間 以内	2	広域連合企業団建設工事 適正化指導要綱に定める 様式による。	9	下請業者選定通 知書	"	2	広域連合企業団建設工事 適正化指導要綱に定める 様式による。	

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改正後				改正前				備考欄		
10	施工体制台帳	〃	2	〃	10	施工体制台帳	〃	2	〃	
11	施工体系図	〃	2	〃	11	施工体系図	〃	2	〃	
12	工期延期願	必要の都度	2	様式-2	12	工期延長願	必要のつど	2	様式-2	
13	工事打合簿	〃	2	様式-3	13	工事打合簿	〃	2	様式-3	
14	確認・立会願	〃	2	様式-4	14	確認・立会願	〃	2	様式-4	
15	工事履行報告書	監督職員の指示による。	2	様式-5	15	工事履行報告書	監督職員の指示による。	2	様式-5	
16	材料確認願	必要の都度	2	様式-6	16	材料確認願	必要のつど	2	様式-6	
17	支給材料受領書	受領の都度	1	様式-7	17	支給材料受領書	受領のつど	1	様式-7	
18	支給材料返納書	返納の都度	1	様式-8	18	支給材料返納書	返納のつど	1	様式-8	
19	現場発生品調書	監督職員の指示による。	1	様式-9	19	現場発生品調書	監督職員の指示による。	1	様式-9	
20	請負代金額の変更申請書	必要の都度	2	様式-10	20	請負代金額の変更申請書	必要のつど	2	様式-10	
21	出来形部分検査願	検査希望日の14日前	2	様式-11	21	出来形部分検査願	検査希望日の14日前	2	様式-11	
22	工事完成通知書	工事が完成した日	2	様式-12	22	工事完成通知書	工事が完成した日	2	様式-12	
23	工事目的物引渡申出書	〃	2		23	工事目的物引渡申出書	〃	2		
24	工事完成図	〃	1	作成は、19.工事完成図作成要領による。	24	工事完成図	〃	1	作成は、19.工事完成図作成要領による。	
25	工事完成図(製本)	〃	3	監督職員の指示による。	25	工事完成図(製本)	〃	3	監督職員の指示による。	
26	工事記録写真帳	〃	1	他機関の指示がある場	26	工事記録写真帳	〃	1	他機関の指示がある場	

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後				改 正 前				備考欄
			合は、監督 職員の指示による。				合は、監督 職員の指示による。	
27	建設副産物処理承認 申請書	工事着手前	2 様式-13	27	建設副産物処理承認 申請書	工事着手前	2 様式-13	
28	建設副産物等処理調 書	工事完成時	2 様式-14	28	建設副産物等処理調 書	工事完成時	2 様式-14	
29	再生資源利用促進 計画書	工事着手前	1 建設リサイクルガイドラ イン様式による	29	再生資源利用促進 計画書	工事完成時	1 建設リサイクルガイドラ イン様式による	
30	再生資源利用促進 実施書	工事完成時	"	30	再生資源利用促進 実施書	"	"	
31	前払金申請書	必要の都度	2	31	前払金申請書	必要のつど	2	
32	前払金請求書	"	2	32	前払金請求書	"	2	
33	工事完成、部分払 請求書	"	2	33	工事完成、部分払 請求書	"	2	
34	工事出来高数量 内訳書	"	1	34	工事出来高数量 内訳書	"	1	
35	事故発生報告書	その都度	2	35	事故発生報告書	そのつど	2	
36	承諾図書	必要の都度	2	36	承諾図書	必要のつど	2	
[注]上記に定めのない様式については土木工事書類作成マニュアルに よるものとする。				[注]上記に定めのない様式については土木工事書類作成マニュアルに よるものとする。				

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄															
<p>28品質管理基準</p> <p style="color: red;">GX形ダクタイル鋳鉄管許容曲げ角度及び標準胴付間隔 (単位: mm)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">管 径</th> <th style="width: 30%;">許容曲げ角度</th> <th style="width: 40%;">胴付間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">75~100</td> <td style="text-align: center;">4° 00'</td> <td style="text-align: center;">45</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">150~250</td> <td style="text-align: center;">4° 00'</td> <td style="text-align: center;">60</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">300</td> <td style="text-align: center;">4° 00'</td> <td style="text-align: center;">72</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">400</td> <td style="text-align: center;">4° 00'</td> <td style="text-align: center;">75</td> </tr> </tbody> </table>	管 径	許容曲げ角度	胴付間隔	75~100	4° 00'	45	150~250	4° 00'	60	300	4° 00'	72	400	4° 00'	75	<p>28品質管理基準</p>	<p>(追加)</p>
管 径	許容曲げ角度	胴付間隔															
75~100	4° 00'	45															
150~250	4° 00'	60															
300	4° 00'	72															
400	4° 00'	75															

かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
	<p>VI 工事関係要付録</p> <p>1. 水道工事：中間検査実施細則</p> <p>2. 建築・設備工事：中間検査実施細則</p> <p>3. 中間検査願（書式）</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

※上記のほか、全般をとおして誤字・脱字の訂正を行っています。